

弔慰見舞金給付規則

第 1 条 支部は、この規則の定めるところにより、弔慰金又は見舞金を給付する。

第 2 条 弔慰金を給付する事由及び金額は次のとおりとする。

- 一 会員が死亡したときは、供花 1 対及び 30,000 円
- 二 会員の配偶者又は 1 親等の血族若しくは同居の 1 親等の姻族が死亡したときは、供花 1 対及び 10,000 円
- 三 死亡した会員が当支部会員の配偶者又は 1 親等の血族若しくは同居の 1 親等の姻族であった場合は、供花 1 対及び 50,000 円

第 3 条 見舞金を給付する事由及び金額は次のとおりとする。

- 一 会員が傷病により引き続き 1 月以上業務を行うことができないときは 10,000 円
- 二 会員が災害をうけたときは 10,000 円

第 4 条 支部長は、この規則の適用について特に支部のため功労のあったものに対しては、副支部長の意見を徴して加算することができる。

第 5 条 天災又は疾病等予想し得ない災害により、一時に多数の給付該当者が出て、支部の予算に重大な影響を及ぼすと認められる場合は、支部長はこの規則にかかわらず支部役員会の議を経て、給付金の減額又は給付の停止をすることができる。

第 6 条 この規則を改廃する場合は、支部役員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。